

# ハラスメントの防止等に関する規定

(規程第 113 号)

## (目的)

第1条 この規定は、豊田工業大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学の教育職員、事務職員（以下、あわせて「職員」という。）及び学生等の教育研究若しくは就労・就学における環境等を保護することを目的とし、本学の構成員の快適な教育研究及び職場環境の確保を図るものとする。

## (定義)

第2条 この規定において、「ハラスメント」とは、次の各号に定めるところによる。

### (1) セクシュアル・ハラスメント

職員が他の職員、学生等又は関係者を不快にさせる性的な言葉や行為、学生等が職員、他の学生等又は関係者を不快にさせる性的な言葉や行為及び関係者が職員又は学生等を不快にさせる性的な言葉や行為を行うこと、又はそれを求めること。

### (2) アカデミック・ハラスメント

教育職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教育職員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言葉や行為等を行うこと。

### (3) パワー・ハラスメント

職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の職員に対して行う就労上の不適切な言葉、行為等を行うこと。

### (4) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

職員が、出産・育児・介護に関する本学の制度の利用を阻害する不適切な言葉や行為等を行うこと、又は妊娠・出産をした女性職員に対して不適切な言葉や行為等を行うこと。

### (5) その他のハラスメント

前1号から4号以外で職員の就労上又は学生等の就学上の環境を害し、不利益を与えるような人権侵害を行うこと。

## (適用範囲)

第3条 この規定は、本学の職員・学生等、その他本学が受け入れた研究者、委託業者等すべての者（以下「本学の構成員」という。）に適用する。

また、就学、就労等の時間、場所を問わず、すべてに適用する。

## (責務)

第4条 本学は、第1条の目的を達成するため、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合には、必要な措置を迅速かつ適切に行う。

2 本学の構成員に対し、ハラスメントの防止等に関し、必要な研修等を実施し、パンフレットの配布、ポスターの掲示等により啓発活動を行う。

3 本学におけるハラスメントの防止等に関し、総合安全点検委員会にて総括する。

4 本学の構成員のうち、学生等を指導教育する立場にある者及び職員等を監督する立場にある者（以下「指導監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラス

メントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には必要な措置を迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。
- (2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。
- 5 本学の構成員は、ハラスメントの防止及び排除に協力し、ハラスメント対策委員会の調査等に協力しなければならない。

(ガイドライン)

- 第5条 本学は、ハラスメントを防止し、及び排除するために本学の構成員が認識すべき事項、並びにハラスメントが発生した場合における具体的対応等について、ガイドラインを定めるものとする。
- 2 本学は、前項のガイドラインを本学の構成員に対し周知徹底し、啓発指導を行うものとする。

(ハラスメント対策委員会)

- 第6条 本学は、総合安全委員会のもとに、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。
- 2 対策委員会は、ハラスメントの防止に関する啓発を推進するとともに、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）が本学の構成員からなされた場合、その他ハラスメントを察知した場合に、その調査・救済、教育等必要な対応を行う。
  - 3 対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
    - ① 学生部長（委員長）
    - ② 大学事務局長（副委員長）
    - ③ 学長が指名する教育職員 2名（うち女性1名）
    - ④ 大学事務局長が指名する事務職員 7名（うち女性3名）なお、上記の委員の氏名、連絡先は、本学の構成員に公表する。

(苦情相談受付窓口)

- 第7条 対策委員会に対し苦情相談を申し出る窓口は、次に掲げるものとする。

ハラスメント苦情相談受付窓口

学部1～3年生の窓口	学生部、保健室、アカデミックアドバイザー
研究室所属学生・研究員等の窓口	各研究室の代表教育職員、学生部、保健室
職員、その他の者の窓口	指導監督者、人事部人事・安全グループ、保健室

なお、上記のほか、対策委員会の各委員に直接苦情相談を行うことができるものとする。

(苦情相談の対応)

- 第8条 前条に規定する窓口において苦情相談を受け付けた者は、直ちに対策委員会委員長又は副委員長（以下「対策委員長等」という。）に苦情の受付日時・内容・その他必要事項を報告しなければならない。
- 対策委員会の各委員が直接苦情相談を受け付けた場合も同様とする。

- 2 前項の報告を受けた対策委員長等は、当該苦情相談に適切なハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を対策委員会委員の中から複数名選任し、事案の対処に当たらせるものとする。  
この場合において、苦情相談を申し出た者があらかじめ特定の相談員を希望したとき、又は特定の相談員の除外を求めたときは、対策委員長等はこれを尊重する。
- 3 相談員は、苦情相談に応じ必要な調査を行い、対策委員長等と連絡を取りながらすみやかに適切な助言・指導・調整等を行うとともに、相談記録を作成する。
- 4 相談員は、相談等を受けたハラスメントの内容等が深刻で、かつ、相談者に対する緊急の保護措置が必要と認めるときは、緊急の保護措置を講じることを求めることができる。
- 5 対策委員長等は、当該事案の事実確認、助言・指導・調整等が学内のみでは困難であると判断したときは、外部の専門家（カウンセラー、弁護士、その他の者）を招聘し、再度事実確認を行い調査報告書を作成する。
- 6 対策委員長等は、前項の調査報告書の内容について、対策委員会の同意を得なければならない。  
ただし、第2項において特定の相談員の除外の求めがあったときは、その者を除くものとする。
- 7 対策委員長等は、前項の規定により同意を得た調査報告書を、その内容に応じてすみやかに総合安全委員会委員長及び副委員長に提出するものとする。
- 8 対策委員長等は、ハラスメントに関して、学則、就業規則その他本学の規程等に基づく処分等が必要と判断したときは、直ちにその手続を要請しなければならない。  
また、ハラスメントの内容が悪質・重大で司法・行政等の処分が必要と認められる場合は、総合安全委員会委員長及び副委員長と協議のうえ、すみやかに関係官庁等に届け出て対処を求めるものとする。
- 9 苦情相談受付窓口の者あるいは対策委員会委員等がハラスメントを察知した場合は、前各項に準じて対応するものとする。

#### （守秘義務）

第9条 苦情相談等に係わる対応に当たったすべての者は、関係者のプライバシーや名誉、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### （協力・遵守の義務）

第10条 本学の構成員は、ハラスメントに関して相談員、外部の専門家等が行う調査・事情聴取等に誠実に協力しなければならない。

- 2 本学の構成員は、ハラスメントに関して対策委員長等が決定した助言・指導・調整等に従わなければならない。

#### （不利益取り扱いの禁止）

第11条 本学及び本学の構成員は、ハラスメントに対する苦情の申し出、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

#### （罰則）

第12条 第9条、第10条、第11条に違反した本学の構成員に対しては、学則、就業規則その他本学の規程等による処罰を行なうことがある。

(規定の改廃)

第 13 条 この規定の改廃は、総合安全委員会の議を経て総合安全委員会委員長が決定する。

附 則

- 1 この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行し、同日以降に受け付けた苦情相談から適用する。
- 2 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定（規程第 86 号）は、廃止する。

制 定	平成 21 年	4 月	1 日
改正 1 回	平成 27 年	4 月	1 日
改正 2 回	平成 28 年	12 月	15 日
改正 3 回	令和 4 年	4 月	1 日